

□■受験対策ミニ講座 15号 2019□■

今年も残りわずかとなりました。年末年始は意識的に学習時間を確保して、緊張感をもって過ごしましょう。今年最後の過去問は、毎年必ず出題される「スーパービジョン（以下：SV）」に関する事例問題です。まとまった休みのとりやすいこの時期に、じっくり考えて事例問題のコツを身につけ、力を蓄えましょう。

【23回 108 相談援助の理論と方法】

事例を読んで、スーパーバイザーの対応に関して、最も適切なものを1つ選びなさい。

（事例）就労移行支援事業所に勤めるR職員は、利用者Sさん（39歳男性）が、ここ2か月ほど元気がなく、いつも汚れた服を着ていることが気になっていた。Sさんの家族と話しをする必要性を感じ、家族に電話をしたところ、Sさんの父親に「お前に何がわかるのだ」と怒鳴られ、一方的に電話を切られた。R職員は再度電話をしようとしたが、怒鳴られたことがショックで電話がどうしてもできなかった。そのことを上司によるスーパービジョンの場で報告した。

- 1 早急に心理治療を受けるように促す。
- 2 R職員に代わって電話をし、父親とR職員の関係を修復する。
- 3 家族に電話をすることのもつ難しさについて、R職員と話し合う。
- 4 ピア・スーパービジョンを設定し、R職員の心理的弱さを取り上げる。
- 5 R職員が適性を欠いていることを所長に報告する。

正解と解説は最後に記載しています。

■Plus Column . . . . .

【目的・形態・3つの機能】

スーパービジョン supervision は管理・監督、スーパーバイザー supervisor は管理者・監督者と訳されます。会社やスポーツチームなど目的をもって形成された組織で行われる、人材育成や組織の活性化のための取り組みのことです。社会福祉士にはスーパーバイザーとなることが期待されています。

頻出項目は「SVの目的・形態・機能」です。「ソーシャルワークにおけるSVの目的」は「利用者に最良のサービスを提供すること」にあります。福祉人材の資質向上とスーパーバイザー supervisee であるワーカーのバーンアウト（燃え尽き症候群）を防ぎます。

「スーパービジョンの形態」は、スーパーバイザーとバイジーが1対1で行う個人SV、複数のバイジーに対して行うグループSV、実践現場で行うライブSV、自分自身で行うセルフSVなどです。

「スーパービジョンの機能」は、管理的・教育的・支持的機能の3つと覚えてください。管理的機能には、人事配置や組織改革など適切な業務遂行のための、様々な業務が含まれます。教育的機能は、専門職としての知識・技術・価値・倫理を習得させるような機能です。支持的機能は、心理的・情緒的に支えることによってストレスを軽減させるような働きかけのことです。

事例を示して「発揮されているのは何の機能か?」「不足しているのは何の機能か?」といった問題も予想されます。過去には選択肢に「開発的機能」や「戦略的機能」などが置かれたことがありますが、これらはSVの機能には含まれません。

スーパービジョンは「相談援助の理論と方法」で毎年、必ず出題されています。「どちらがバイザー、バイジーか?」「このSVの形態は何か?」等々、基本的なことを理解していれば正解できる問題が多いので、得点源としてください。

■Back Number . . . . .

過去のバックナンバーはこちら→[http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page\\_id=2686](http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686)

【23回 108：解説と正解】

利用者家族との関係で困難な状況にある職員を支えるスーパービジョンです。R職員は現状を上司に報告できていますから、(1)「早急な心理的治療が必要」なほどの状態とは考えにくく、(5)「ソーシャルワーカーとしての適性を欠いている」と決めつけるわけにはいきません。(2)「職員に代わって利用者に対応すること」がスーパーバイザーに求められる役割ではありません。(4)のピアSVは同僚、仲間で行うもので「上司が設定するもの」ではありません。(3)が正解です。

が、これはSVの何の機能にあたるか、ちょっと考えてみてください。

- 1× 日常生活に不適應をきたしている状態ではないため、心理治療は適切とは言えません。
- 2× スーパーバイザーは直接、利用者に関わるのではなく、間接的に関与します。
- 3○ ソーシャルワークにおけるスーパービジョンの「支持的機能」と考えられます。
- 4× ピアSVは、同僚、仲間で行うもので「上司が設定」するものではありません。
- 5× スーパービジョンでは、スーパーバイザーを支持し、教育しようとします。マイナス面のみを上司に報告することは適切とは言えません。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus